

令和3年度全国高等学校総合体育大会
第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会
記録写真・映像撮影および販売要項

青森県実行委員会

1 目的

青森県実行委員会（以下「実行委員会」という）は、令和3年度全国高等学校総合体育大会第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会の競技や大会運営に支障がないように写真・映像撮影販売業者（以下業者）に対して便宜を与えるため、この要項で必要な事項を定めることを目的とする。

2 撮影の場所

撮影の場所は、実行委員会で指定した場所とする。

3 経費負担

業者は、撮影に要する一切の経費を負担するものとする。

4 申請

希望業者は、大会ホームページから申請書（様式1）をダウンロードし、記入の上、関係書類を添えて実行委員会に申請するものとする。

5 業者の選定

実行委員会は次の事項に留意して業者の選定をし、「許可証」を交付するものとする。

- (1) 営業経験・実績が豊富、信頼できる業者とする。
- (2) その他、実行委員会が特に認めたものとする。

6 業者の義務

- (1) 業者は、次に掲げる事項を行ってはならない。
 - ①第三者への撮影・販売の権利の譲渡及び転貸又は業務委託をすること。
 - ②その他、大会運営に支障のある行為を行うこと。
- (2) 業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ①実行委員会・競技会場施設管理者の指示に従うこと。
 - ②競技者の撮影に際しては、競技を妨げないこと。
 - ③肖像権及び個人情報については十分留意すること。
 - ④撮影に際しては報道用ID（ビブス）を着用すること。

7 許可の取消し

実行委員会は、業者が次の各号の1つに該当するときは、許可を取り消すものとする。

- (1) 関係法令並びに、本要項に違反したとき。
- (2) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

8 損害賠償

業者が、会場の施設または第三者に損害を与えた場合、賠償の責任を負うものとする。

9 その他

- (1) この要項について疑義が生じた場合、または定めのない事項については、関係者と協議して実行委員会が別途定めるものとする。
- (2) 会場に売店の設置を希望する場合は、別途出店許可を得ること。